

議案第17号

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項から第9項までを3項ずつ繰り上げる。

第4条中「保険給付（小学校修了前児童にあつては入院及び歯科に係る保険給付（歯科医師の処方箋による調剤に係る保険給付を含む。次条第2項において同じ。））に限り、小学校修了前児童を除く児童にあつては入院に係る保険給付に限る。次条第1項において同じ。）」を「保険給付」に改める。

第5条第2項中「、小学校修了前児童の歯科に係る保険給付及び児童の入院」を「及び児童（子どものうち、6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）」に改める。

第6条第1項中「乳幼児に係る医療費の助成及び小学校修了前児童の歯科に係る医療費（入院に係る医療費を除く。次項において同じ。）」を「医療費」に改め、同条第2項中「乳幼児に係る医療費の助成及び小学校修了前児童の歯科に係る医療費」を「医療費」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新居浜市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の助成対象を拡大し、子どもの保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、本案を提出する。